長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議録(平成21年2月定例会)

平成21年2月定例会

平成21年2月12日(木曜日)午後1時開会 ホテルセントヒル長崎3階

禁車		程
1年3年	⊦ □	作王

日程1	議席の指定につ	117
口性工	一	V , C

- 日程2 会期について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程 5 経過報告
- 日程 6 長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する 条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

日程 7 平成 2 0 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)

平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算

- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
- 日程9 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 規約の変更について
- 日程10 衆議院での、後期高齢者医療制度廃止法案の徹底審議を求める請願
- 日程11 議会運営委員会委員の選任について
- 日程12 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(2	4名)						
1番	川副	善敬	君	2番	宮田	京子	君
4番	横山	弘藏	君	5番	松添	一道	君
6番	初手	安幸	君	7番	森	敏則	君
8番	水口	直喜	君	9番	河野	龍二	君
10番	林田	久富	君	11番	酒井	\洲仁	君
12番	杉澤	泰彦	君	13番	神之》	#伊佐!	男君
14番	町田	正一	君	15番	三山	幸男	君
18番	田中	秀和	君	19番	古川	利光	君
22番	中嶋	徳彦	君	23番	大塚	克史	君
24番	髙村	照男	君	25番	源城	和雄	君
26番	村田	生男	君	27番	野口	三孝	君
28番	津田	祐一	君	29番	吉原	孝	君
欠席議員(5	名)						
3番	安富	安雄	君	16番	中塚	祐介	君
17番	川上	茂次	君	20番	水田	寿一	君
21番	園田	智也	君				
説明のために	出席した	を者					
連合長	吉次	邦夫	君	副連合長	一瀬	政太	君
事務局長	田中	和博	君	企画監兼次長	小川	政吉	君
総務課長	竹内	清吾	君	事業課長	浦山	孝文	君

事務局職員出席者

書記 大竹 公明 君

保険管理課長 福田 良博 君

=開会 午後1時00分開会=

○議長(吉原孝君)

皆さん、こんにちは。本日の出席議員は24人出席でございます。よって定足数に達しておりますので、平成21年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。ただちに、会議を開きます。

初めに、例月出納検査報告については、お手元に印刷配付いたしております とおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありま すので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程1 「議席の指定について」を議題といたします。各議員の議席 は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

次に日程2 「会期について」を議題といたします。今議会の会期は本日1 日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

次に、日程3 「会議録署名議員」を指名いたします。会議録署名議員につきましては、7番 森敏則議員、及び18番 田中秀和議員を指名いたします。 ここで連合長から発言の申し出があっております。連合長。

○連合長(吉次邦夫君)

本日はご多忙の中、広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、昨年4月の施行以来、今日まで、 多くの国民の批判を受けたことに伴い、国におきましては、所得の少ない方に 対する保険料の軽減、次に被扶養者にかかる保険料の9割軽減の1年延長、そ れから終末期相談支援料の凍結、それに75歳年齢到達月の自己負担限度額の 特例、それから保険料の特別徴収における口座振替選択制の導入などの改善策 を次々と打ち出しております。また、国政の場におきましては、この後期高齢者医療制度につきまして、野党は廃止を求めており、与党は制度の枠組みを維持した上で、必要な見直しを行おうとして、対立状況にございます。さらに舛添厚生労働大臣は国民健康保険を都道府県単位として、高齢者医療制度との一本化を進める私案を発表し、議論が行われておりますが、本年中に実施されます国政選挙も絡み、この制度がどうなるか、不透明なところもございます。

しかしながら、本連合といたしましては、法令制度の枠内で、事業の適切な 運営並びに被保険者の福祉の向上に努め、高齢者や関係者の皆様のご理解が得 られますよう、広域連合、県内23市町が一体となって取り組んでまいります ので、引き続き、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し 上げます。

本日は平成21年度以降の保険料を軽減するための条例、平成20年度補正 予算及び平成21年度当初予算などにつきまして提案いたしております。具体的 内容につきましては、事務局から説明をさせていただきますので、何とぞ慎重 にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げますとともに、 議員皆様方の今後のご活躍を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただ きます。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(吉原孝君)

次に、日程4 議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会 議規則の一部を改正する規則」がお手元に配付、提出されておりますので、これを議題といたします。

提案者より理由の説明をお願いいたします。古川議員。

○19番(古川利光君)

提出議案第1号を説明いたします。諫早選出の委員長の古川利光でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではただいま議題となりました、議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」の議案について、5名の共同提案者を代表いたしまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案は地方自治法の一部を改正する法律の施行にともない、議案の審査、ま

たは議会の運営に関する協議または調整を行うための場として、全員協議会を 設置しようとするものでございます。この案文につきましては、お手元に配付 しておりますので、朗読を省略させていただきます。議員各位におかれまして は、何とぞ本趣旨にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提 案理由の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(吉原孝君)

お諮りいたします。本議案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採 決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって、これより採決を行います。

議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を 改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5 「経過報告」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○総務課長(竹内清吾君)

お手元に配付しております経過報告の資料をご用意願います。1ページをお 開き願います。前回、開催の定例会以降における、広域連合の主要な事項につ いて経過を報告いたします。

1番目に国に対する要望についてでございます。昨年11月12日、九州各県の広域連合長が連名で舛添厚生労働大臣に対しまして、保険料の軽減、制度運用の改善等について要望を行いました。要望の内容については、1 保険料

の軽減等及び財源措置について。2 制度運用の改善について。3 後期高齢者医療標準システム等について。4 国による広報の充実等について。5 地方財政措置の充実についてでございますが、具体的に16項目にわたっており、その詳細及び回答内容は省略とさせていただきます。

2番目に県に対する要望についてでございます。昨年11月27日、連合長及び副連合長により県に対し、後期高齢者医療広域連合に対する支援についての要望を行いました。要望の内容は、広域連合に対する県職員の派遣、健康診査事業に対する財政支援の2項目でございます。対応していただきました立石副知事からは、県職員の派遣については、今後も更なる制度の見直しが検討されており、県の関与の重要性は認識しているので、引き続き検討したい。また、健康診査に対する財政支援については、受診率、他県の状況、県の財政事情から容易ではない。県としては、医療費を適正化する事業を高齢者になる前の健康増進事業として検討しているとの回答がありました。

2ページでございます。3番目に懇話会の開催についてでございます。昨年 11月26日に第2回目の広域連合懇話会を開催いたしました。懇話会では、 平成21年度にかかる保険料の軽減、納付方法等について説明した後、第1回 に出された意見をもとに協議を行いました。

まず、被保険者証については、今年度における対応として文字サイズ、文字配置の改善を行ったことを説明し、平成21年度の一斉交付に向けての対応として、各市町の担当課長で構成する幹事会で協議しているとおり、材質はロール紙、サイズはカード型、氏名欄にふりがなはつけない、有効期限については1年単位とすることなどを説明し、了承をいただきました。

また、被保険者証を送付する際に、封筒にどのようなものが入っているか、 重要性がよくわからないので改善すべきとの意見があり、被保険者証の台紙に 朱書きで大きく表示するよう改めたことを説明いたしました。

資格証明書については、昨年6月の政府決定により、資格証明書を交付しない者として相当の収入がある者以外は交付しないものとするとの方針が示されたことを受け、本県では均等割軽減世帯の軽減措置基準額を超えない者または所得割額を賦課されない者を交付対象者から除外する案を市町と検討している旨を説明いたしました。

これに対し、保険料の滞納は、最初の対応が大事である。一定以上の所得が

なければ、滞納しても資格証明書が発行されないとすると、モラルの低下につながるのではないか等の意見が出されたところであります。この他、保健事業、広報、葬祭費について説明し意見をいただいたところでございますが、詳細については省略をいたします。

4番目に平成21年度の保険料軽減対策についてでございます。所得の少ない方に対する保険料軽減の特別対策について、平成20年度は暫定措置として実施しておりましたが、平成21年度の所得割については平成20年度と同様、基礎控除後の総所得金額等が58万円までの被保険者について一律5割軽減することとし、また、均等割りについては7割軽減世帯のうち、被保険者全員が保険給付における低所得者Iの判定の要件を満たす場合に9割軽減とすることが政府において決定されております。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の9割軽減については、平成21年度も継続することとなりました。

3ページでございます。5番目に保険料の特別徴収と口座振替の選択制についてでございます。

年金からの保険料徴収については、昨年4月からの制度施行状況を踏まえ、7月に政令改正を行い、一定の条件を満たした方、いわゆる国保の保険料を確実に納付していた方や、連帯納付義務者がいる方で、年金収入180万円未満の方については、口座振替による保険料の納付を可能としておりましたが、昨年12月に再度、政令改正を行い、これまでの要件を撤廃し、今年の4月から年金からの支払いを口座振替により納付することができるようになりました。これを受けて、昨年12月から市町の広報誌をはじめ被保険者にダイレクトメールによるお知らせと公共交通機関を利用した広報による周知を図っているところでございます。なお、4月から年金からの徴収となる方については、約11万人となっております。

6番目の制度の改善についてでございます。後期高齢者医療制度の施行による被保険者の加入時期に関係する問題といたしまして、月の途中で75歳となり後期高齢者医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担額を支払い、限度額が2倍となるという問題が生じておりました。また、一部の方について、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず、新たに現役並み所得と判定され、自己負担割合が1割から3割となる問題があり

ました。このため、国においては昨年11月に政令の改正を行いそれぞれの問題点の解消が図られたところでございます。

7番目に広報・周知についてでございます。これまで制度の周知を図るため、各種の広報を行ってまいりましたが、昨年10月に新たに年金から保険料を徴収される方、いわゆる制度加入前に被用者保険の本人及び被扶養者であった方を対象に年金天引きと納付方法を中心とした内容の広報・周知を図るため、県、市町、広域連合ともに各種の説明会を開催したところでございます。また、本連合では、制度見直し等の内容を反映した新しいパンフレットを作成し、12月からの年齢到達者に被保険者証を送付時に同封し、周知に努めているところでございます。なお、国、県、市町の広報につきましては、4ページにその一覧を掲げておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、被保険者証の様式比較の一覧を掲げております。一番上が一斉交付時のもので、その後、順次見直しを行い、現在のものが一番下のものとなっております。

次に口座振替のポスターを添付いたしております。主に、県内の公共交通機関を利用した車内広告ポスターでございます。期間につきましては1月13日から2カ月間掲載をいたしております。最後にカラーのリーフレットを添付いたしております。これは年齢到達者用のリーフレットでございます。経過報告の説明は以上でございます。

○議長(吉原孝君)

経過報告については了承をお願いいたします。

次に日程 6 議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案を一括議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(田中和博君)

ただいま上程されました、議案第1号から議案第3号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。本日は、事前に送付いたしております緑色の表紙の説明資料でご説明をさせていただきたいと存じます。この緑色の資料、1ページをお開き願います。その表の左から議案番号、条例名等、趣旨、主な内容、制定の根拠、ページは添付しておりますそれぞれ新旧対照表等のページを記載い

たしております。それでは1ページから議案ごとに説明をいたします。

議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これは、地方自治法の一部改正により、議会議員の報酬に関する規定の整備等を行うものであり、内容は報酬を議員報酬とするものでございます。

次に2ページでございます。議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、昨年6月12日及び9月9日の政府与党の決定を受けまして、平成21年度以降の保険料軽減について必要な事項を定めるものでございます。主な内容といたしましては、所得の少ない者にかかる保険料の軽減措置について、被保険者均等割額の7割軽減を受けている世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の場合について、被保険者均等割額を9割軽減とするものでございます。また、所得割額につきましても、年金収入153万円から211万円の方について、所得割額を5割軽減するものでございます。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減について、平成21年度においても前年に引き続き9割軽減するものでございます。

この説明資料の 7ページをお開きいただきたいと思います。飛びますが、これは先ほど説明をいたしました、平成 2 1 年度にかかる保険料軽減対象者及び軽減額のイメージ図でございます。図の上の方の所得割部分の対象者は約 1 万 5 , 0 0 0 人、軽減額は約 1 億 5 , 5 9 0 万円、下段の均等割額部分の 9 割軽減対象者の方は約 5 万人、その軽減額は 4 億 2 , 4 5 0 万円となってるところでございます。なお、市町ごとの一覧については、 8ページに掲げてございます。また参考までに、わかりやすいように改正内容を図で示したものを 9ページ、 1 0ページに掲げております。これについては後でご参照をいただきたいと存じます。

次にその資料の3ページに戻っていただきたいと存じます。議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは国の予算において、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が設けられたことにより、その受け皿となります基金条例を整備するというものでございます。内容につきましては、基金の処分について、広域連合及び市町が実施する制度説明の開催周知にかかる経費など、

3項目を追加するものでございます。基金の設置の期間につきましては、平成 23年3月31日までとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号までの説明を終わらせていただきます。ご 審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉原孝君)

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しいただきたいと思います。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければ、これをもって議案第1号から議案第3号までに対する質疑を終結 いたします。

これより、各議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に 関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う物あり】

○議長(吉原孝君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。 次に議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。9番、河野議員。

○9番(河野龍二君)

本議案に賛成の立場で討論するものであります。本制度が先ほど連合長からのあいさつにもありましたように、多くの批判を受けていることは周知のことだと思います。そういった中で、国もその批判をかわすために、いろんな対応をされてる状況にあります。本議案についても、いわゆる低所得者に対する保険料の軽減ということでありますので、賛成するものでありますが、昨年に続き、暫定的な軽減策というふうな状況が見られます。そういう意味では、引き続き、この制度が運営される以上、この軽減策が引き続き行われるよう、広域連合としても、引き続き国に対して要望をお願いして、賛成の討論といたします。

○議長(吉原孝君)

ほかにございますか。それでは、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例」は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。 次に議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければこれをもって、討論を終結し採決をいたします。議案第3号「長崎 県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正 する条例」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 次に日程7 議案第4号から議案第7号までの4議案を一括議題といたしま す。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(田中和博君)

ただいま上程をされました議案第4号から議案第7号まで一括して提案理由 を説明申し上げます。

それでは、まず議案第4号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明を申し上げます。先ほど申し上げました、緑色の表紙の説明資料21ページをごらんいただきたいと存じます。今回の補正の理由ですが、今後見込まれる不用額を、次年度の市町負担金の軽減を図るために財政調整基金として積み立てるもので、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

まず、2款 総務費についてでございます。1目の一般管理費につきましては、派遣職員にかかる人件費負担金1,000万円を減額するものでございます。

次に、3目の幹事会費でございますが、当初予定しておりました会議開催回数の減に伴い100万円を減額するものでございます。更に、5款 予備費を減額補正をいたしまして、合計2,100万円を4目の財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に議案第5号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。先ほどの説明資料の23ページから26ページでございます。

今回の補正の主な理由でございますが、特別対策にかかる広報の実施や保険 料軽減等にかかる交付金が、当初予定しておりました特別調整交付金ではなく 新たな交付金や補助金で交付されること、また、今後見込まれる不用額を、次 年度の市町負担金の軽減を図るために財政調整基金に積み立てるというもので ございます。 それでは、歳入についてご説明をいたします。 23ページでございます。 2款 2項 1目の調整交付金でございます。主な内容は、先ほども申し上げましたが、国の財政措置の見直しにより受入科目の変更等をするものでございまして、特別調整交付金 5 億 9 , 6 4 7 \overline{D} 7 , 0 0 0 円を減額するものでございます。 主な理由といたしましては、平成 2 1 年度の特別対策などにかかる保険料軽減の負担金や、国の財源措置の見直しによる受入科目の変更等によるものでございます。

次に24ページでございます。2款2項6目 高齢者医療制度円滑運営事業 費補助金を新設し、6億2,506万6,000円を計上するものでございま す。これは特別調整交付金から科目変更するものと、広域連合標準システム改 修事業の国庫補助金を計上するものでございます。

次に7目 特別高額医療費共同事業費補助金については、国庫補助が行われるため、受入科目を新設するものでございます。

次に7款2項2目 臨時特例基金繰入金4,196万1,000円の計上につきましては、円滑運営臨時特例交付金を基金に一旦積み立てた後、平成20年度中の広報等の経費相当分を取り崩し、繰り入れるものでございます。繰入金の内訳は、10月31日以降の特別対策にかかる広報経費や口座振替選択制の周知にかかる経費でございます。

次に10款2項1目 預金利子でございますが、収入見込み額を増額補正するものでございます。

以上、歳入補正額の合計は、8億6,368万7,000円でございます。 次に歳出でございます。25ページをごらんください。

まず1款1項 総務管理費について、1,600万円の増額でございます。 内容で申しますと、口座振替選択制等の通知発送にかかる郵送料について、節間更正を行うものと、広域連合標準システムの改修にかかる国保中央会への負担金分として1,600万円を計上するものでございます。

次に、2項医療費適正化事業費につきまして、3,400万円の減額でございます。これは1目 レセプト点検事業費において、レセプト点検の業務委託の入札結果が、見込み額を大幅に下回ったことに伴い、1,900万円を減額するものでございます。5目 医療費通知事業費について、通知予定の回数が当初予定をしていた3回から2回になりますことから、役務費と委託料を合わ

せ1,500万円を減額するものでございます。

以上、1款 総務費は1,800万円の減額補正となっております。

次に、2款1項の療養諸費については、1目 療養給付費と2目の訪問看護療養費との間で、1,500万円の目間更正を行うものでございます。

次に、6款1項1目 財政調整積立金の11億1,889万7,000円の 増額補正につきましては、国から歳入増などによる余剰財源を財政調整基金に 積み立てるもので、市町負担金に充てる分としまして7,055万円、保険給 付費等に充てる部分といたしまして10億4,834万7,000円でござい ます。

次に26ページをお開きください。2目の後期高齢者医療制度臨時特例基金 積立金9億7,047万8,000円の増額補正につきましては、国からの円 滑運営臨時特例交付金を積み立てるものでございます。

次に、予備費12億768万8,000円の減額補正につきましては、予備費に算入されている初年度における保険料歳入剰余分を財政調整基金に積み立てるものと、平成20年度被扶養者にかかる保険料軽減にかかる交付金の精算に伴うものでございます。

以上、歳入、歳出のそれぞれの補正総額は、8億6,368万7,000円で、補正後の歳入歳出の総額は1,650億5,464万9,000円となります。

引き続きまして、議案第6号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。29ページをごらんください。

1款1項1目の市町負担金は、1億7,020万7,000円を計上しております。2款1目の保険料不均一賦課負担の国庫負担金は4,689万円でございます。3款の保険料不均一賦課負担の県負担金につきましては、2款の国庫負担金と同額の4,689万円でございます。この保険料不均一賦課負担とは、保険料賦課の特例として規定いたしました医療費乖離の20%以上の市町でございます五島市、小値賀町、新上五島町の3市町にかかる保険料軽減にかかる補填といたしまして国、県からそれぞれの2分の1の額が交付されております。

4款 財産収入及び5款 寄付金はそれぞれ存目計上でございます。6款2

項1目の財政調整基金繰入金につきましては、9,155万円を取り崩すものでございます。7款及び8款は、それぞれ存目計上でございます。

以上、歳入総額は3億5,554万8,000円でございます。

次に、歳出でございます。30ページをごらんいただきたいと存じます。

1款の議会費として、288万9,000円を計上いたしております。これは、定例会を年2回、議員全員による協議会を1回予定をいたし、それにかかる報酬、旅費、会場借上料等を計上いたしております。

次に、2款1項の総務管理費として、2億5,321万1,000円を計上しております。1目の一般管理費の主なものは、職員の人件費のうち、広域連合が直接支給する職員手当等が1,634万円、一旦、派遣元で支給していただいた給料、手当については後で広域連合で負担するものが、2億199万1,000円となっております。なお、職員数につきましては、本年度28名から2人減の26名分を計上しているところでございます。

2目の運営委員会費でございますが、年2回の開催を予定しており、その経費として、82万5,000円を計上いたしております。また、3目の幹事会費でございますが、各市町の担当課長で構成いたします幹事会、それから担当者会議をそれぞれ年6回開催することとしており、その経費として300万4,000円を計上するものでございます。

次に、2項 選挙費でございますが、選挙管理委員会を1回開催する経費といたしまして、報酬等を11万円計上しております。

次に、3項 監査委員費でございますが、例月検査、決算審査等にかかる経費といたしまして45万7,000円を計上しております。

以上、2款 総務費の合計2億5,377万8,000円でございます。

次に、3款 民生費でございます。これは、先ほど歳入におきまして保険料不均一負担金として、国及び県からの受け入れにつきましてご説明いたしたところでございますが、この分を同額、特別会計へ繰り出すものでございます。その額としまして9,378万円を計上しております。

次に、4款 公債費でございますが、存目計上でございます。

次に5款の予備費でございますが、民生費を除く歳出予算額の2%相当の5 10万円を計上いたしております。

歳出の合計額は、3億5,554万8,000円となっております。

以上、平成21年度一般会計歳入歳出の総額は、人件費の減の要因もございまして、対前年度1,435万7,000円の減額計上となっているところでございます。

引き続きまして債務負担行為について説明をいたしたいと思います。ブルーの表紙の定例会議案がございます、この26ページと27ページをお開きいただきたいと存じます。平成21年度から事務用複写機の賃借を予定しておりまして、平成21年度の予算計上とともに、平成22年度から平成25年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、平成21年度一般会計予算でございます。

引き続きまして、議案第7号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。緑色の表紙の資料に戻っていただきまして、33ページをごらんいただきたいと思います。歳入の総括表が33ページと34ページに、それから歳出の総括表が35ページと36ページにそれぞれ記載してございます。

歳入歳出の総額は、それぞれ1,859億4,035万6,000円でございます。これは平成20年度は4月診療分から2月診療分までの11カ月分ということでございましたが、平成21年度につきましては12カ月分の診療分の計上ということでございまして、217億7,194万4,000円の増額となっているところでございます。

次に37ページをお開きいただきたいと存じます。37ページに円グラフがございますが、これをごらんいただきたいと思います。これは特別会計の構成図でございますが、歳出において総額の約1,859億円のうち、97.46%が保険給付費となってございます。それから歳入でございますが、支払基金交付金、これは健保であるとか、国保などの現役の負担ということになりますが、これが41.56%、国庫支出金が34.16%、市町支出金が15.03%、このうち保険料負担金は国からの保険料軽減措置というのもございまして、5.3%が保険料負担ということになっております。

それでは詳細につきまして歳入よりご説明申し上げますので39ページ、40ページをごらんいただきたいと存じます。こちらが先ほどの総括表の詳細説明になります。まず1款 市町支出金の1項1目事務費負担金が3億5, 733万4, 000円となっております。これは保険給付にかかる各種事務経費を

各市町が負担するものでございます。対前年度比2,899万円2,000円の増となっておりますが、これは平成21年度において、新規開始事業といたしまして、レセプトが磁気化されることに伴うレセプト管理システム関係手数料、これが約3,900万円程度計上されておりますが、これが新たに発生することに伴うということが、1つの要因となっております。

次の2目保険料等負担金でございますが、129億151万9,000円でございます。右の説明書に記載のとおり、保険料負担金98億6,272万1,000円は、各市町が被保険者から徴収し、広域連合に納付するものでございます。

そして保険基盤安定負担金は、30億3,879万8,000円で、これは低所得者にかかる均等割額の7割、5割、2割の保険料軽減分の公費補填分でございまして、その財源の負担割合は、県が4分の3、市町が4分の1となってございます。

3目 療養給付費負担金ですが、146億9,573万7,000円で、これは保険給付費にかかる市町の定率負担分で、負担割合は、負担対象額の12分の1となっているものでございます。

以上、1款 市町支出金の合計額は、279億5,459万円でございます。 次に、2款 国庫支出金でございますが、41ページ、42ページをごらん いただきたいと存じます。1項1目 療養給付費負担金が、440億8,72 1万円で、これは、国の定率負担分で、負担割合は、負担対象額の12分の3 となってございます。

その次の、2目 高額医療費負担金ですが、4億2,107万4,000円で、これはレセプト1件当たり80万円を超える医療費について、その超える額の部分のうち、保険料で賄うべき部分について、4分の1を国が負担するものでございます。

次に、2項1目 調整交付金でございますが、189億4, 994万7, 00 0円で、これは国が全国の広域連合間での財政調整をするものでございます。所得格差を調整する普通調整交付金が137億7, 522万3, 000 円、特別な事情がある場合に交付されます特別調整交付金が51億7, 472万4, 000 円となっており、内訳は記載のとおりとなっております。

次に2目 医療費適正化事業費補助金ですが、928万7,000円でござ

います。これは、医療費適正化事業のうち、補助対象となっております訪問指導事業や懇話会費にかかる国庫補助で、補助率は事業費の2分の1でございます。

次の3目 健康診査事業費補助金は、健診事業にかかる国庫補助で、3,159万8,000円となっております。

次の4目 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は存目計上でございます。

次の6目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、2,00 0万円計上しております。これは標準システム改修にかかる国庫補助でござい ます。

次の7目 特別高額医療費共同事業補助金は存目計上でございます。

以上、2款 国庫支出金の合計額は、635億1,911万9,000円で ございます。

次に、3款 県支出金ですが43ページ、44ページをごらんいただきたいと思います。1項1目 療養給付費負担金は、146億9, 573万7, 000円で、これは保険給付にかかる県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合となっております。

その次の2目 高額医療費負担金が4億2,107万4,000円でございます。

次に2目の財政安定化基金支出金、3項の県補助金につきましては、それぞれ存目計上でございます。

以上、3款 県支出金の合計額は、151億1,681万3,000円でご ざいます。

次に、4款 支払基金交付金ですが、これは国保、健保等現役世代が加入しております医療保険者が負担するもので、772億7,323万8,000円計上しております。

次に45、46ページをお開きください。5款 特別高額医療費共同事業交付金ですが、594万円計上しております。

次の6款 寄付金は存目計上でございます。

次に7款 繰入金でございますが、1項1目 一般会計繰入金が9,378 万円で、これは先ほど平成21年度一般会計予算で説明いたしました、医療費 乖離市町村にかかる保険料軽減分を一般会計から受け入れるものでございます。

2項1目 財政調整基金繰入金ですが、10億4,834万7,000円で 平成20年度における保険料歳入剰余相当分と国からの交付金の歳入増分とし て基金に積み立てているものを取崩すものでございます。

次に2目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金ですが、9億2,851万7,000円で、平成20年度に国からの交付金を積み立てた基金から、平成21年度分の被扶養者にかかる保険料軽減分及び特別対策にかかる保険料軽減分の相当額を取崩すものでございます。

以上7款 繰入金の合計額は、20億7,064万4,000円でございます。

次に47ページ、48ページの8款 繰越金、9款 県財政安定化基金借入 金、10款 諸収入についてはそれぞれ存目計上でございます。

以上、歳入総額は1,859億4,035万6,000円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。 49ページ、50ページをごらんいただきたいと思います。 1 款 総務費ですが 1 項 1 目 一般管理費が 2 億 2 、 132 万 2 、 000 円で、これは各種給付費の支給決定通知の作成料や郵送料など保険給付にかかる事業経費でございます。これらの事務経費にかかる財源はほぼすべて、歳入 1 款でご説明いたしました市町の事務費負担金となっております。

次に、2項 医療費適正化事業費は、1億7,395万9,000円を計上しており、1目のレセプト点検事業費は主にレセプト2次点検にかかる経費でございます。特に平成21年度は、紙ベースからデータ点検への移行年度としております。次に51ページ、52ページには訪問指導事業、普及啓発事業、懇話会にかかる経費を計上しておりますが、それぞれ国庫補助の対象でございます。

以上、1款 総務費の合計額は、3億9,528万1,000円でございます。

続きまして53ページ、54ページ、2款 保険給付費でございますが、合計額は1,812億1,371万7,000円となってございます。主なものは、療養給付費や高額療養費となっております。また、審査支払手数料はレセプト1件あたり95円、葬祭費は1件あたり2万円でございます。

次の55ページ、56ページにつきましては、3款 県財政安定化基金拠出金ですが、1億5,540万円となっております。これは県に設置することとされております財政安定化基金における広域連合の負担分を県へ拠出するものでございます。なお、負担割合は国・県・広域連合それぞれ3分の1ずつということになってございます。

次に4款 特別高額医療共同事業拠出金でございますが、1項1目の特別高額医療費共同事業拠出金が594万円となっております。これは歳入5款 特別高額医療費共同事業交付金の財源となるものでございまして、交付金と同額を計上しております。

次の1項2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、国保中央会の共同 事業事務にかかる事務費拠出金でございまして、17万3,000円計上して おります。

以上、4款 特別高額医療費共同事業拠出金の合計額は、611万3,00 0円でございます。

次に、57ページ、58ページをごらんください。5款 保健事業費でございますが、1項1目 健康診査費は9,156万4,000円で、その主なものは各市町への健康診査事業委託料でございます。

2目 その他の健康保持増進費は、1億8,657万9,000円で、これは口腔ケア事業及びはり、きゅう施術事業にかかる経費でございます。特に、口腔ケアにつきましては、平成21年度からの新規事業でございます。1回当りの委託料単価は2,400円で、高齢者のお口の健康支援を図ることによりまして、疾病予防等が期待できるというものでございます。

以上、5款 保健事業費の合計額は、2億7,814万3,000円でございます。

次の6款 基金積立金は存目計上でございます。

59ページ、60ページの7款 公債費でございますが、1項1目利子が50万1,000円で、これは一時借入金の利子でございます。

以上7款 公債費の合計額は50万2,000円でございます。

次の8款 諸支出金でございます。主なものといたしましては、保険料過年 度還付金1,972万6,000円でございます。そのほかの科目は存目計上 し、8款 諸支出金の合計額は1,973万円でございます。 次の9款 予備費でございますが、38億7,146万7,000円を計上しております。主な内容は、予定外の療養給付費等の支出増に備えるため、給付費等総額の2%相当額を予備費に計上しております。以上、歳出合計額は、1,859億4,035万6,000円でございます。

引き続きまして、債務負担行為についてご説明をいたします。先ほど開いていただきましたブルーの表紙でございます。ブルーの表紙の定例会議案の64ページ、65ページをお開きいただきたいと存じます。レセプトの電子化に伴いまして、レセプト管理システムでの2次点検が、平成21年5月から始まることにあわせまして、点検用電算機器の賃借を予定していること、及び被保険者証の随時発行用の印刷機の賃借を予定しており、平成21年度の予算計上とともに、平成22年度から平成26年度までと、平成22年度から平成24年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計予算でございます。

以上、議案第4号から議案第7号まで説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(吉原孝君)

ご苦労さまでした。それでは、議案に対する質疑を行います。何かございま すか。9番河野議員。

○9番(河野龍二君)

まずは、議案第4号の一般会計の補正予算から伺います。今回は歳出の予算の組みかえですが、いわゆる市町が負担した人件費がいわば今回の予算の中では余る見通しだということで、財政調整基金へというふうに、基金積み立てするということですが、ここでお伺いしたいのは、ここはもう既にもうそういう取り決め、ここでの人件費の余った分はすべて基金に繰り入れするというふうに決まってたのか。というのも、今後もこういう状況が出てきた場合に、すべて基金に繰り入れするものなのか。いわば金額に応じて、対応するものなのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長(吉原孝君) 事務局。

○企画監兼次長(小川政吉君)

補正予算につきまして、この基金の繰り入れの考え方に対するご質問でございます。平成20年度の予算につきましては、こういう不用額が、例えば人件費でありますとか、その他、物件費等につきましても、生じておりますが不用額が見込まれる際にどういう措置をするかということでありまして、やり方はいろんな方法があるわけでございます。

例えばそのまま決算をすれば決算の時点でこれだけが不用額で余ってきて、 繰越額が出て、翌年度に繰越というふうな処理が行われるわけでございますけ れども、こういう不用が出る見込みが今の時点で立てば、ある程度わかります ので、これをきちんと減額をして補正予算で計上して、それでこの分をきちん と基金に積み立てて、翌年の市町村の負担金の財源に充てるというふうにした 方が、より会計処理といいますか、市町村の負担のあり方、そこら辺もよく見 えていいんじゃないかなと、負担ももしこれを補正措置をせずに、そのまま決 算でやってしまいますと、来年の平成21年度の市町負担金の財源に、当初の 時点で組み込むことができませんので、それだけ当初から市町の負担金がふえ るというふうなことにもなりますので、そこら辺をいろいろ考慮しまして、こ ういう一定不用額が見込まれるような場合は、減額で予算措置をして、基金に 積み立てておき、翌年度でこの基金を取り崩して歳入に入れて、市町分担金を 減額していこうというふうなことでございます。

これは今後もずっとそういうことをやるかというふうなこともあるわけですけれども、予算の不用額の出方、見込み次第だというふうに考えていいかと思います。この一般会計では基金に積み立てるのは2,100万円でございますけれども、特別会計の方でも同じように、5,000万円程度出てくることになります。あわせて7,000万円ぐらいが出るわけでございますけれども、こういうある程度の金額が出れば、やはりきちんとそこを明確に出して、基金に積んで、翌年の財源に明確に充てますよというふうな予算組みをした方がいいんじゃないかということで、今回の補正の予算は組み立てておるところでございます。以上です。

○議長(吉原孝君)

9番、河野議員。

○9番(河野龍二君)

財政の処置の仕方いろいろあると思うんですが、いわゆる各自治体が負担した費用ですよね。場合によっては補正で当然減額して、自治体に戻してもいいわけですよね。そこら辺が全額基金に組み入れられてるということですから、十分、市町の意見も考慮しての対応だというふうに思いますが、だからここら辺の金額が例えば考えられないかもしれませんけれども、大量に余ったと、それでも基金に繰り入れるものなのか、それとも逆にいうと、たくさん余ったから基金にとっとった方がいいんじゃないかというようなことも聞かれますので、いわゆる自治体負担がいわばこれまで負担してきた分が、その分いわば返してもらえるとなると、自治体の財政上も非常に助かるかなというふうに思いますので、その辺はいかがでしょうかね。いわゆるそういう金額がたくさん余れば当然基金に入れるというふうな発想、自治体と検討されていくと思うんですけれども。答えがあればお願いしたいというふうに思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○企画監兼次長 (小川政吉君)

金額の多寡と申しますよりも、この取り扱いについては、この不用額が見込まれるという際にどういうふうに取り扱うかということで、各市町の担当課長さん方、それからまた運営委員会といいまして、各市町の首長さん方の会議でもこの取り扱いをどうするかということで、今年もそうだったんですけど、昨年もこういう事例がございまして、いろんな議論がなされた上で、こういう措置でいいんじゃないかということで、一定の結論を出させてもらってるところでございます。その都度、今年度はこういう形にしますと。来年度はどうなんだというところまでは、来年度の状況を見て、その金額が多いから少ないからというよりも、そういう予算の組み替え、予算の補正のやり方等々した方がいいのか、しない方がいいのか、そこら辺を総合的に見た上で、それぞれの年度

で判断していいのじゃないかなというふうに考えております。

今年度については少し多額に一般、特別あわせますと、ある程度の金額になったものですから、きちんと表示をして、本来で言えばおっしゃるように、ことしは全額を市町村に返して、来年度またその分だけ負担してもらうというふうなやり方も当然あるわけですけれども、そういう事務的なプラスとマイナスの処理をするよりも、こういう広域連合の中で、基金に積んでおき取り崩した方が、事務処理上もいいのじゃないのかなというふうなことで、こういう処理をさせていただいているところでございます。

○議長(吉原孝君)

ほかにございませんか。9番、河野議員。

○9番(河野議員)

ほかの議案でもいいですね。じゃあ、もうまとめてちょっと細かいところなんで、質問させていただきます。1つは特別会計の補正予算ですが、この中で保険給付費の中で療養諸費、訪問看護師の療養費がいわば療養給付費の、これも予算の組みかえで行われてます。いわゆるこの訪問看護を利用したいという方がやはりふえてきてるものなのか、その辺をどれぐらい当初の予算からふえたのか、お答えしていただきたいと思います。

それと第6号について、一般会計予算ですが、これについては管理費の中での人件費が28名から26名に平成21年度から変わるということで、これは前々からそういうふうになってたものなのか、ちょっと私記憶にないんですが、今回2名の減をされた理由というのがどういうものなのか、お伺いしたいというふうに思います。

それと議案第7号についてですが、これについては歳出の件で伺いたいと思います。いろんな取り組みをされて、健康維持増進を図ろうという形で行われているんですけれども、その中で健康保持増進費ですね、平成21年度から口腔ケア事業の事務委託料ということで、これを始めるということです。これまで検診等もされて、検診の受診率は当初のおよそ13%、平成20度も13%だったと思うんですけれども、変わらず13%の目標を立ててると。こっちの口腔ケアについては2.5%だということで、受診率を上げての予算組みがで

きなかったものなのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○総務課長(竹内清吾君)

私の方から、まず一般会計の人件費の件についてお答えをさせていただきます。28名から26名の減についてでございますけども、この人数について、どのような形で決まっていたのかというご質問でございますけれども、まず広域連合の職員につきましては、これは広域連合の設立準備委員会でどのようにするか検討し、順次、18、19、20年度の人数を決めておりました。そのとき決めたのが平成19年度で20名、平成20年度で28名ということで決めておったところでございますけれども、この職員の配置につきましては、事務の内容を見まして、平成20年度に改めてその職員の配置について検討をするということにいたしておりました。そこで今回人数を決めたわけでございますけれども、28名から26名ということでしております。これは事務も平成20年度にスタートしまして、大体、事務も落ち着いてきているという状況から総合的に判断をいたしまして、28名から26名と2名減員ということにいたしております。以上でございます。

○企画監兼次長 (小川政吉君)

それではまず最初に、訪問看護の節間の更正の件でございますけれども、これは訪問看護がふえているのかというふうなご指摘なんですけれども、申し上げればそのとおりでございます。当初、私どもが予算で見込んだ額よりも訪問看護が増えております。当初見込んだのは、どういう経緯でそれだけの予算を組んだかといえば、これまでの市町村でやっておりました老人保健の時代の訪問看護療養費の実績等々を見ながら、平成20年度においては、これぐらいであればということで予算を組んだわけですけれども、それに対しまして、実績がかなりふえてきたというところで、不足が生じるということから予算の節間の更正で組みかえをするというものでございます。

それからもう1点、口腔ケアのご指摘なんですけれども、受診率の想定予定

が2.5%というふうなことで、一応、見込みを上げておるんですけれども、もっと受診率を上げられないかということでございますが、これは平成21年度からまさに新規の事業でこれを取り組もうかということでございまして、どの程度の受診希望があるかというところが、なかなか想定することができません。今まで各市町等々で各実績等々の何かがあれば、ある程度できるわけでございますけれども、そういうものが全くなくって、これは県の歯科医師会の協力を得ながらこの事業を進めたいと思っておりますので、まずは当面、予算の措置としてはこれぐらい2.5%で3,700万円ぐらいの事業費で実施することができないかなというふうに考えて計上しているものでございます。

○議長(吉原孝君)

ほかにありませんか。12番、杉澤議員。

○12番(杉澤泰彦君)

関連してですが、口腔ケアのこの件なんですが、まずこれは本当にいいことなんですが、導入の経緯ですね。今年度からどういう経緯でこれを導入しようというふうな形で決めたのかということと、今後、この口腔ケアについて、この必要性ですよね、どのようにとらえておられるかという点が1点。

それと減免措置のところなんですが、この部分につきましては、第7号議案というよりも第2号議案で聞けばよかったんですが、この9割軽減というのがございますが、前回10月の見直しの時点で7割軽減が8.5割というふうな形になったわけですね。今度、一部それが7割軽減と9割軽減という二重構造になるということがございますが、今度、前回負担なしとなった方々が、また今度新たに7割と、そしてまた9割と、軽減という形で分かれていくわけなんですが、そこらの告知という形でどういうふうに考えられておられるのか。お聞きいたします。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○事業課長(浦山孝文君)

まず、口腔ケアについてご答弁いたします。口腔ケアのまず経緯と、将来への見込みなんですけど、一応、経緯といたしましては広域連合立ち上げの段階から、事業課で検討いたしました。課で検討していく中で、介護保険との絡みとか、あと施設に入ってらっしゃる方の取り扱いをどうするかとか、いろいろな問題点が多くございまして、一応、検討はいたしたんですけれども、実施までには至らなかったというところがあります。

そしたら何でするようになったのかと申しますと、懇話会、先ほど経過説明がありましたけれども、懇話会の中で保健事業という項目がございました。委員の方から新たな事業として口腔ケアを始めたらどうかと、ご老人の肺炎は誤嚥性による肺炎、飲み込んだときに気管に入るというようなところがございまして、そのような事業を取り入れたらどうかということがございました。幸いなことに私たちのところにも今年度、1名の保健師さんを嘱託員として雇用できることになりまして、こちらの保健師さんのお力を得たたき台をつくって、歯科医師会の先生方とお話をさせてもらいました。その中で事業の必要性を重視した結果、食事をおいしく食べたり、声を出して笑ったりする楽しさに、口の中の健康はかかせないものであり、口の手入れをすることによって、歯の病気や口臭も防げますし、また舌や頬の筋肉を鍛えることによって、歯嚥性肺炎を予防できるというところがあり、疾病予防にもつながると。最終的には先ほどちょっと説明がありましたけれども、生活の質、QOLにもつながってくるということで、取り入れることにいたしました。

実際、具体的にはどうするのかと申しますと、歯医者さんに行って検診を受けて、その後で口腔ケアの指導を受けるということになります。歯ブラシは小さいものを使うとか、フッ素入りの歯磨きを使うとか、歯ブラシで頬の筋肉をほぐしまして、柔らかくするとか、口を大きく開けて、舌を大きく出すとか、そういうような指導を行ってもらいます。

将来に対してなんですけど、先ほど検診の2.5%が出たんですけど、一応、 うちの方でも新規事業ということで2.5%なんですけど、根拠といたしましては、はり、きゅうの事業を行っております。はり、きゅうの事業が今、2% ぐらいの受診者がいらっしゃいます。新規事業ということもございまして、それより目標を少し多めに立てまして、2.5%という目標を立てた経緯があります。新規事業なんで、今後、反省するところは反省して、また要望とかアン ケートとか、その後の医療の分析とかいたしまして、検討していきたいと考えております。口腔ケアについては以上です。

○保険管理課長(福田良博君)

均等割の軽減の変更にかかる分の告知はどうするのかということでございますけれども、これは現在ここであります7割軽減の方、この方たちは特例ということで、すべての方が8.5割になっているわけでございます。それが平成21年度におきましては、一部の方が、ほとんどの方になろうかと思いますけども、9割の軽減を受けると。一部の方については、7割に戻るといったようなことが生じます。これにつきましては、まず市町の広報誌を活用をさせていただきたいということが1つ。それからパンフレットといいますか、リーフレット、これによる周知をしたいと思っております。8.5割の方が9割、さらに軽減になるという方についてはご不満というか、保険料が上がるということはございませんので、そう特にはないのかなと思いますけども、8.5割の方が7割に該当するということは、均等割が増額になると、こういった方がいらっしゃいます。こういった方につきましては、今度の平成21年度の賦課決定をしまして、その保険料の額をお知らせをしますときに、個々にダイレクトメールといいますか、直接説明した文章を同封してお知らせをしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(吉原孝君)

杉澤議員。

○12番(杉澤泰彦君)

まず口腔ケアの方ですけれども、まずはり、きゅうのそれを一応、参考にしてということだったんですが、ちょっとはり、きゅうは確かに自分が恩恵を受けるというか、そういうところだと思うんですが、口腔ケアというのは、私らから言ったら、こちらが進めるというような方向になりますので、そこらを同一視するのはいかがなものかなという気があります。これはぜひ啓発という形でどんどんやっていただきたいというところでございます。

それから軽減の告知ということですが、最初パンフレットに載るというもの

がありまして、言われたわけですけれども、パンフレットというのはあまり効果はないんじゃないかなというのがありまして、今回、不公平の対象になる方ですね、どちらかというと、こちらが少ないということでございますので、先ほどダイレクトメールとかいう形の、個々の対応という形でぜひやっていただきたいと思っております。これはもう要望でございます。

○議長(吉原孝君)

それでは、これをもって議案第4号から議案第7号までに対する質疑を終結 します。

これより各議案ごとに順次、討論、採決を行います。議案第4号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第4号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第3号)」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第5号「平

成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第6号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。 次に議案第7号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。9番、河野議員。

○9番(河野龍二君)

ただいま議案となってます議案第7号の「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

毎回、同じようなことを言いますが、この制度は始まる前から、始まっても、 なお多くの批判を受けてる制度です。政府与党もそういった状況から見直しを、 その都度余儀なくされています。この間、低所得者の保険料の減免や9割軽減、 また年金天引きの選択制など、国民の批判をかわすだけの見直しにとどまり、この制度の本質である、高齢者の医療費を抑制させるための、その制度改正にはなんら手をつけていません。参議院では、野党の共同提案で出された法案も審議すら進まない状況です。これに対して地方自治体からも700に近い制度の廃止や見直しを求める意見書が出ていますが、それに対しても、政府与党は何ら答えていません。現行制度の取り組む予算は、今回の予算はさらに後期高齢者の新たな被害者を生み、また健保組合などの破綻を生み出す結果となると予想されます。よってそうした被害を大きくするだけの本予算案に反対します。

○議長(吉原孝君)

ほかにございませんか。19番 古川議員。

○19番(古川利光君)

賛成で討論いたします。

この長崎県後期高齢者医療の平成21年度予算案ですが、これはもう国民の皆さん方がいろんな意味でこれをよくせないかんという、いろんな改正がなされたり、努力がなされております。しかし、もう制度が発足して、今、スタートしてるわけですから、これを否決してストップしてもどうしようもないというふうな状況になりますので、これはやはり国民すべてが知恵を出し合って改正しながら、そしてまたよりよい制度にするように努力すべきだと思います。だから、こういう意味から、やはり継続ですから、これはどうしても予算は通さないとストップしてしまいますから、大変なことになりますので、賛成をいたします。

○議長(吉原孝君)

ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第7号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立する者あり】

○議長(吉原孝君)

起立多数であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程8 議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指 定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長(田中和博君)

ただいま上程されました議案第8号について提案理由をご説明申し上げます。 説明資料、緑色の表紙でございますが、4ページをお開きいただきたいと思い ます。

議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」でございます。地方自治法の規定に基づきまして、金融機関を指定して、公金の収納、または支払の事務を取り扱わせるため、十八銀行と親和銀行を1年交替で行うという内容のものでございます。広域連合の設立時は十八銀行を指定しておりましたが、広域連合が長崎県下の全市町で構成されていること、また県北地域につきましては、親和銀行を指定されていること等の理由から、2行の交替制で行おうというものでございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(吉原孝君)

それでは、議案に対する質疑を行います。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければこれをもって議案第8号に対する質疑を終結し、討論に入ります。 何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければこれをもって、討論を終結し、採決をいたします。

議案第8号「長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」は これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程9 議案第9号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長(田中和博君)

ただいま上程されました議案第9号につきまして、提案理由のご説明をいたします。緑色の表紙の説明資料4ページでございます。議案第9号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」でございます。これは長崎県市町村総合事務組合に長与、時津環境施設組合が加入することに伴い、地方自治法の規定により、議会の議決を行うものでございます。内容は議会の議員その他、非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を共同処理するということでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(吉原孝君)

それでは、議案に対する質疑を行います。何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければ、これをもって議案第9号に対する質疑を終結し、討論に入ります。 何かございますか。

【「なし」と言う者あり】

○議長(吉原孝君)

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第9号「長崎 県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変 更する規約について」は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませ んか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程10 請願第1号「衆議院での、後期高齢者医療制度廃止法案の徹底審議を求める請願」を議題といたします。本請願につきましては、議会会議規則第105条但し書きにより委員会付託を省略し、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。請願第1号「衆議院での、後期高齢者医療制度廃止 法案の徹底審議を求める請願」の趣旨説明を求めます。河野誓願紹介議員。

○紹介議員(河野龍二君)

紹介議員として説明をさせていただきます。本来ならば請願者が説明するのが、十分皆さん方に理解を得られると思います。かわりまして説明しますので、不十分なところは申しわけないというふうに思います。

私は紹介議員でありますけれども、基本的には後期高齢者医療制度の廃止を求める者であります。本請願はこれまでも皆様方に請願の中で、廃止を求めることもお願いしてきたことがありましたけれども、なかなか廃止までには至らないという状況にあるならば、せめて今、討論で申しましたように、野党が共同提案している審議をやはり十分審議をしてほしいと。国民の前に、政権与党としての立場を明確にすべきだというふうに思います。審議をしないままの、

責任政党としての資格がないというふうに思います。請願趣旨の中にありますように、まず約6項目、現状、いろんな制度改善がされながらも、まだまだ矛盾が生まれております。そういったことも含めて、やはり野党が提案した廃止法案を早急に審議していただきたいという内容だというふうに思い、私も紹介議員として請願を提出するものであります。

以上、皆さん方のご同意をよろしくお願いします。

○議長(吉原孝君)

これより請願第1号に対する質疑を行います。何かございますか。 ないようですので、これをもって請願第1号に対する質疑を終結いたします。 暫時、休憩いたします。

【休憩】

○議長(吉原孝君)

会議を再開いたします。これより請願第1号に対する討論に入ります。何か ございますか。28番 津田議員。

○28番(津田祐一君)

私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。この制度は既に制度として施行されております。そしてまた見直しが行われ、またこれからもさらに見直しが行われようとしているところでございます。我々のこの議会といたしましては、この制度をいかに適切に有効に施行していくかということが議会の使命であると考えております。その中で、廃止ということは、この議会で採択する必要はないんではないかということを私は思っております。したがって、この請願については反対ということで、意見を述べさせていただきます。

○議長(吉原孝君)

河野議員。

○9番(河野龍二君)

私は、本請願に賛成の立場から討論させていただきます。この本請願は、私冒頭に紹介議員として説明する中で、私個人は廃止を求めている状況であります。確かに、国会の中で野党共同で提案されている内容も廃止を求めた提案であります。しかしこの審議がやはり十分に尽くされてないと。確かに与党は見直しを言われております。しかしその見直しも十分進んでない状況にあります。加えて、やはりそういう状況の中で、更に不満もあるし、矛盾も出てきてる状況であります。とにかくこの法案を審議して、国民の前にどういう立場で挑むのか、明らかにすべきだという立場から、この審議をしていただきたいという立場は、私もそう思いますので、賛成の討論といたします。

○議長(吉原孝君)

ほかにございませんか。

なければ、これをもって請願第1号に対する討論を終結し、採決をいたします。請願第1号「衆議院での、後期高齢者医療制度廃止法案の徹底審議を求める請願」について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立する者あり】

○議長(吉原孝君)

起立少数であります。よって請願第1号は不採択とすることに決定されました。

次に日程11 「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。 お諮りいたします。日程11 議会運営委員会委員の選任についてはお手元に 配付いたしております名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ございま せんか。

議会運営委員会委員選任名簿

(定数8人)

委員 野口 三孝

同 髙村 照男

同 園田 智也

同 田中 秀和

同 中塚 祐介

同 水口 直喜

同 森 敏則

同 横山 弘藏

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議はないと認めます。よって、そのとおり選任することに決定いたしました。ただいま選任されました、議会運営委員会の委員の方は、ただちに2階の会議室において、議会運営委員会を開催し、正、副委員長を互選していただきたいと思います。しばらく休憩いたします。

14時43分休憩

15時00分再開

○議長(吉原孝君)

会議を再開いたします。休憩中に開かれました議会運営委員会における委員 長、副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に長崎市の野口三孝議員 さん、副委員長に東彼杵町の森敏則議員さん、以上のとおりであります。どう ぞよろしくお願い申し上げます。

次に日程12 一般質問を行います。一般質問については、議会運営委員会の申し合わせにより、質問、答弁を含め30分以内となります。よろしくお願いします。9番、河野議員。

○9番(河野龍二君)

それでは早速、一般質問させていただきます。しばらくお時間いただきたい と思います。私は大きく2つのことで伺います。 まず初めに、保険料の滞納者の資格証明書の発行について質問させていただきます。本制度が開始されまして1年を迎えようとしています。これまで資格証明書の発行については、私も何度か質問させていただきまして、要綱などを作成して対応するというご答弁をいただいております。ただいま検討されている状況だと思いますが、現状の状態を伺いたいというのと、また要綱に際して、所得の制限、また病気を抱えてる身体の影響まで考慮したそうした条件を盛り込むお考えはないかお伺いしたいと思います。

2つ目に、後期高齢者医療広域連合の今後の課題について伺います。本制度は成立後、数々の問題が取りただされ、また批判を受ける中、制度を見直さざるを得ない状況にあります。長崎県でも多くの対象者の方々から、不服審査請求がなされ、たくさんの不満の声があります。そういう中で、実際の医療現場でこの制度が始められて、支障を来たすような出来事がありませんか。また、あったとしたらどのように対応されて来られたのでしょうか。私もこの間、この一般質問をさせていただく中で、疑問点や問題点をいろいろと提起させていただきました。この広域連合の制度上、独自の取り組みをするのに非常に難しい部分があると思いますが、十分できていないというふうに考えます。今、制度に対する多くの批判があることは承知されてることと思います。その中で、広域連合の今後の課題、また今後の運営についてどう考えているか、質問させていただきます。以上、質問いたします。

○議長(吉原孝君)

連合長。

○連合長(吉次邦夫君)

河野議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに保険料滞納者の資格証明書発行についてのご質問でございます。現在、本連合におきましては、資格証明書交付にかかる要綱を作成中の段階でございますが、交付する基準については、納付相談や納付指導に一向に応じず、保険料の納付期限から1年以上経過しても滞納がある方や、支払能力が十分あるにもかかわらず納付指導に応じない方など、真に悪質であると認める場合において、資格証明書を交付するものとしております。

また、国におきましては、資格証明書交付基準の取り扱いの基準において、一定の収入以下の方には、資格証明書を交付しないよう求めております。これを受けまして、本連合では、一定の収入基準の具体例として、均等割額が軽減となる収入の方や、所得割額が賦課されない程度の収入の方などを検討しているところでございます。このようなことを踏まえまして、資格証明書交付の基準については、先ほど申し上げました一定以下の収入である方や、病気、災害により、著しい収入の減少、また著しい支出の増加など特別の事情のため、保険料の納付が困難であると認められる方には資格証明書は交付しないこととすることを盛り込んだ内容で、引き続き市町と協議しながら要綱を作成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、第2点目の後期高齢者医療広域連合の今後の課題についてでございますけれども、まず、制度の見直しについてでございます。この後期高齢者医療制度につきましては、廃止を求める意見がございますが、この制度は10年にわたる議論を重ね、制度化されているものでございまして、廃止して、もとの制度に戻した場合、新たに混乱が生じることが予想されます。このため法律の規定にある5年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図ることが政府の基本方針とされているところでございます。

これまで、所得の少ない方にかかる保険料の軽減、被扶養者にかかる保険料の9割軽減の1年延長、それから保険料の特別徴収における口座振替の選択制などの改善策を決定し、既に実施されているところでございます。広域連合といたしましても、必要な制度の見直しについては、国に対しまして、要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

次に不服審査請求についてでございますが、市町村及び広域連合に行った行政職に対する不服申し立ての審理、採決を行う第三者機関といたしまして、後期高齢者医療審査会が県に設置されているところでございます。本県の不服審査請求につきましては、2月3日現在、84件を受けつけておりますが、その多くが、制度廃止を求めるものでございまして、行政処分に対するものではないことなどから、すべて却下、あるいは棄却をされているところでございます。

次に、実際の医療の現場で、支障を来たすような出来事はないのかどうかということでございますが、診療内容、窓口負担、さらに制度施行前から、施行直後にかけまして、マスコミ等で取り上げられました主治医にかかる高齢者診

療についても被保険者あるいは医療機関から支障を来たすような出来事があったというような報告は受けておりません。

また広域連合の独自の取り組みができていないとのことでございますが、高期高齢者医療制度の仕組みが75歳以上を対象に、独立した制度でございまして、給付費については高齢者の保険料を約1割、現役世代からの支援金を約4割、公費で4割の負担によって賄われ、都の財政運営を広域連合が行うというものでございます。国が、その制度設計を行っていることから、独自の取り組みにつきましては、おのずと制限がございます。このような中、健康診査を初め、その他、健康保持増進事業といたしまして、はり、きゅう助成事業を実施しておりますが、これは本県と宮崎県のみが行っているものでございます。さらに全国で始めて、平成21年度から新たに高齢者の疾病予防、身体機能お呼びQOLの向上の視点から、口腔ケア事業を実施することといたしております。

最後に広域連合の今後の課題についてでございますが、制度そのものの設計は国が行うものでございまして、各世代の理解を得られる制度として、早期に定着することが第一でございますが、広域連合といたしましては、平成21年度中に設定いたします保険料率について被保険者の負担が過重とならないよう、先ほどの健康増進事業の充実を図り、医療費の適正化等に努めていくことが必要だろうと考えております。また、広域連合は、市町からの負担金によって運営がなされていることから、市町事務費の負担がふえることがないよう、事務の改善、職員の適正な配置を行うなど、効率的な運営に努めて参りたいと考えております。今後とも広域連合の運営につきまして、市町と連携を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(吉原孝君)

9番、河野議員。

○ 9番(河野龍二君)

それでは、議席から再度質問させていただきます。1つは今の1点目の資格

証の発行について伺いますが、全国でもいろんな報道等で滞納者の数が出されております。そこで伺いたいのが、この滞納者の数が約1割が資格証の発行対象になるんじゃないかというふうに言われておるようです。長崎県の広域連合は約10万人ということで、2万人の方がこの対象になる恐れがあるんですが、それについて今、現在、事務局としてどういった数字をつかんでおるのか伺いたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○保険管理課長(福田良博君)

資格証の交付の対象という数でございますけども、単に数だけで申し上げますと、先ほど連合長が答弁いたしましたように、真に悪質であるということと、それからさらに収入によって、一定収入以下の方には発行しないという基準を設けるということで、この数字でいきますと、約80数%の方は発行の対象にはならないというふうに考えております。以上です。

○議長(吉原孝君)

9番、河野議員。

○9番(河野龍二君)

そうすると滞納者も含めて、80%が対象にならないんじゃないかということで、逆にいうと20%は対象になるんじゃないかと。全国水準からすると、非常に高いような感じがしますけれども、この辺はどのように考えてますか。今、いろんな報道がされてて、約1割ぐらいがその対象になるんじゃないかと言われている数字を私見たんですけれども、これ全国と比べて何か考えがありますかね。ちょっとあればお願いしたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○保険管理課長(福田良博君)

まず所得、あるいは収入の方からなんですけども、実は国が一定以下の収入の方には出さないようにという指導といいますか、それを求めております。その中で1つの例として、均等割りの軽減を受ける世帯、これよりも収入の少ない方、これは1つの例として国が示したわけですけども、長崎県の場合はこれをそのまま適用するということになれば、もう少し割合は少なくなるかと思います。ただ、全国1割というお話ですけれども、これはまあいろんな考えが、それぞれの広域連合にあろうかと思います。中には1つの考え方としまして、医療にかかったときの自己負担割合、これが1割の方と3割の方という所得の線がありますけども、これを例えば自己負担割合を3割の方だけを資格証交付の対象にしようということであれば、これが5%を切ると、ということは95%の方は資格証の交付の対象にならないと。こういう考えもございます。

今、各全国の広域連合が、収入のラインていうんですか、所得のライン、これをそれぞれ検討しておるところでございます。またあるところは収入の制限というのを設けないというところもあるということで聞いております。まだ現在のところ、全国的にどの辺が相当な収入であるというところが、なかなかつかめていないというところで、長崎県としましても今後もう少し市町、あるいは他の広域連合の動き等見ながら、所得のラインというのを決めていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長(吉原孝君)

9番 河野議員。

○9番(河野龍二君)

わかりました。今のご説明は理解したつもりですけれども、じゃあ1つ見方を変えて、いわゆる今、現在、要綱を検討されてる状況ですよね。先ほど連合長が答えましたように、所得の制限も設けようというふうな発想が出ておられます。そういう中で、今の状態、いわゆる今までは1年以上の滞納があれば資格証の発行の対象者になるという考えだったと思うんですよ。そこで、現状でもし今までの考えだと資格証の発行がどれぐらいになる、いわゆる滞納者、1年以上の滞納者と思われる人がどれぐらい今いらっしゃるのか、そこら辺を再

度伺いたいのと、あと今、要綱が作成中ということで、そこでもう1つ確認させていただきたいのですが、いわゆる1年以上ということで、去年の7月から保険料の徴収が始まって、するとことしの7月以降が資格証の発行になるんじゃないかなと思うんですけども、この前ちょっと事務局に尋ねたら2月からだというふうなことを言われたんで、その辺の違いをもう1つ教えていただきたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○企画監兼次長(小川政吉君)

ちょっと先ほどの答弁のところで、ちょっと補足をさせていただいときたいと思いますけれども、議員の質問の中で、約2万人の方が対象になるというふうなご指摘があったんですけれども、1割相当としたら、約2万人ということになるんですけども、実は実際、滞納なさった方のうちというふうな考え方がございますので、今、年金から徴収する場合は、100%収納が基本的にできることになっております。問題は普通徴収の部分でございまして、普通徴収は現在までのところ、毎月7月以降ずっと収めていただいておりますけれども、大体90%強ぐらいの収納ができております。およそ1割ぐらいが滞納で上ってきておるかということでございます。

普通徴収の対象になっている方はどの程度かと申しましたら、全体の約2割程度の方でございます。約4万人ぐらいになります。そういう人たちのうちで、1割ぐらいの人が滞納があるわけですから、約4,000人ぐらいの方が一応一部滞納があって、資格証明書の交付の対象になる方になると。そういう方の中からさらに特別の事情等を斟酌をいたしまして、絞り込んでいくということになりますので、資格証明書の交付の対象の方については、相当絞り込まれると。さらにまた今回、国がそういう収入でも一定の基準を設けなさいというふうな指導をしておりますので、そういう線引きをすればまたなおさら、そこのところが絞り込まれてくるというふうなことでございますので、先ほどの2万人ぐらいが対象というのは少し数字が違っておろうかと思いますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

○保険管理課長(福田良博君)

先ほどのご質問でございますけども、7月で丸一年、納付期限からというお話でございます。まず7月を第1期の納付期限としております。仮にそれをこの1期分を納付していただけないという方については、翌年の7月になれば、ほぼ1年経過するわけでございますけども、実は1年経過したらもうすぐにそういう手続きに入るかということではございません。こういった1年以上滞納された方、こういった方はいろんな納付相談とか、納付指導等とかをさせていただきまして、仮にその方が1期納めてないと、支払能力が十分あるにもかかわらずあえて収めないと。どうしてもということになれば、そういった資格証の対象者とさせていただくわけですけども、先ほど企画監が申しましたたように、その中でさらにその方が収入的にどうなんですかということで、一定以下であれば、これはもう対象としないということで考えております。

そういった中で、事務の流れとしましては、最短でも12月ごろに最終的な交付対象者というのを抽出をしたいと。それから1月、その対象者の中から、本当に資格証明書の交付が必要なのかどうかという判定委員会を一応開催をすると、これは広域連合の職員と、それからそこの対象になられた方の自治体の担当の方、実情をよくわかっておられる方と構成いたしまして、判定委員会を開催と。この後にこの方はどうしても資格証が必要であるという方については2月に証明書の交付と。今のところ概ねこういうスケジュールで考えております。以上でございます。

○議長(吉原孝君)

9番 河野議員。

○9番(河野龍二君)

理解しました。そこで、今まではちょっと資料的なご質問をさせていただいたんですが、連合長も答えられましたように、一定の所得の基準を設けるということで、これまでの経緯の説明の中で、そういう検討をしてるけども、懇話会の中では意見も出てるということで確認をさせていただきたいのですが、こうした懇話会の意見も出てますけども、所得制限を設けるというのは、もうそういう方向で検討されていらっしゃるのか、そこを1つと、もう1つ私が質問

の中で出させていただきました、いわゆる病気を抱えた状況におられる方々、これについては後期高齢者医療制度施行準備室の室長補佐だった土佐和男さんという方が、いわゆる高齢者の医療の確保に関する法律の解説ということで、この中で、やはり資格書の発行する理由なんかが、やっぱりこういう人には発行すべきでないという部分があるんですよね。その中にはやはり滞納者、保険者またその者の生計を1つにする親族が病気にかかり、また負傷したことと、こういう方々には発行すべきじゃないというふうな説明もありますんで、そういった条件も要綱の中に盛り込むお考えがないものなのか。そこを2点目と。

そして続けて申しわけないですけど、今の段階でいうと、12月に発行ですが、12月ごろに交付の対象者を出すということで、その要綱の策定をいつぐらいに考えてらっしゃるのか、その辺を3点お伺いしたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○保険管理課長(福田良博君)

まず1点目でございます。所得、いわゆる収入が一定以下の方については発行しないと、これは設けてまいりたいと考えております。それから2点目の病気等の場合ということでございますけども、これは要綱の中では特別な事情ということで設定をさせていただきたいと。特にご指摘のように病気であるとか、あるいはいわゆる失業というのはあまりないんでしょうけど、通常の生活より、ちょっとアクシデントがあったために、負担能力が少し落ちたとか、いわゆるこの方は真に悪質であるという認定をしない限りは特別な事情でということで、資格証を出さないという方向でいきたいと考えております。

それから時期でございますけれども、これはなるべく早い時期に、市町と協議を整えながらやっていきたいと。少なくとも平成21年度の賦課決定が7月ごろになりますので、それまでには定めていきたいと。遅くともやっていきたいということで考えております。

○議長(吉原孝君)

9番 河野議員。

○9番(河野龍二君)

理解できました。ぜひそういう形で取り組んでいただきたいというふうに思います。2点目の質問もありますので、次に行かせていただきますが、確かに今回の予算でも新たな独自の取り組みをなされて、健康保持の取り組みをなされてますけども、私はやっぱりこの制度そのものがある限り、いろんな問題が出てくるんじゃないかというふうに思います。

そこで最後に広域連合長が答えられましたように、1つは制度がある限り、 保険料が発生するわけですから、保険料の負担ですね。いろんな見直しをされてますけども、当然、負担は出てきている状況ですし、ゼロになるということはあり得ないと。この制度が始まったからこそ、負担がふえたという状況もありますし、またもう一方では健保組合の負担がふえて、その組合そのものが破たんをしているという状況があります。そこは何とも、この広域連合で検討するには難しい問題だとは思いますが、いわゆる対象者が、今後やはりこの制度の中で、本当に不満なくやれるという状況をつくり出すには、私は一定の、やはり国の制度の中で決まる中で、それを踏襲してやらなければならないという部分があるんですけれども、各自治体は国保にしろ、何にしろ、やはりそれなりに自治体の努力によって、やっぱり加入者だとか対象者の負担の軽減を図るようにしてるわけですよね。

現状、広域連合の中でも、例えば葬祭費については、各町の対応がばらばらであったり、保険診療についても、負担があったりなかったりという状況がありますので、こうした部分もやはり今後の課題じゃないかなと。そういう意味では、そうした財源も必要になってくると。これは説明書にもありましたように、県に対して、この財源措置も求めておられるんですが、県はなかなかそうならないというふうな答弁も持ってきてるみたいですね。これに対してやっぱりもっと県の75歳以上の対象にした方々をここでもっといろんな制度の中で対応してるわけですから、もっと強く要求をしていいんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、ちょっとまとまらなくなりましたけども、とにかく自治体ごとのばらばらの、いわゆる対策をとられているわけですよね。そこを統一していくのも今後の課題じゃないかなと。やはりサービスは高い方でしていくべきじゃないかなというふうに考えてるんですけども、その辺についてはいかが、この課題と、具体的な問題になりますけれども、全体的な課題はそ

ういうところがあると思いますが、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長(吉原孝君)

事務局。

○企画監兼次長(小川政吉君)

いろんな特に保健事業、健康診査あたりの受診者の自己負担の問題でありますとか、そういう葬祭費についても、各市町村の国保の場合はばらばらで、1万円、1万5,000円のところあり、2万円、2万5,000円、3万円というふうな差があるというのも、確かにご指摘のとおりの事実でございます。

そういう中で、こういうのをどう取り扱うかということで、先般、市町村の課長さんで構成する幹事会等でも、まさに今ご指摘の案件につきましてはご協議を願っております。しかし今、この平成20年、平成21年というのが、今年度と、それから来年度いっぱいが、この2年単位という特定期間の中にありまして、この2年間は保険料率は同じと、次のスパンが平成22年、平成23年の2年間で料率をまた設定するというふうな形になっておるものですから、この中途の1年たった時点で、そういう給付とか、葬祭費なんかの金額等を見直すのは、ちょっとまずいんじゃないかと。やはり料率を設定する際に、きちんとそういう、自己負担の状況とか、葬祭費のあり方というのはもう1回再度協議をした方がよろしいんじゃないかというふうな意見でございまして、そういう形で、今年、平成21年度中に来年度以降の保険料率を設定させていただきますけども、その際に、そういう自己負担の問題、葬祭費の問題かれこれにつきましては、改めて協議を進めたいというふうに考えております。

それから県等から、もう少し支援ができないのかと、要望をきちんとすべき じゃというお話ですけれども、そういう要請もしておるわけでございますけれ ども、何しろ、この高齢者医療制度というものも、広域連合というものも、保 険者の役割も担うということで、財政運営を広域連合が行うと、そういう意味 では、各自治体とか県からそういう支援があれば悪くはないんですけれども、 なかなか制度とか理屈づけというのが難しゅうございます。

先ほど、経過報告の中でご説明したのは、この健康診査について、県の財政

支援ができないかということで、絞ってお願いをしたんです。これは何でかといいましたら、これまで老人保健制度の時代は国が3分の1、県が3分の1、それから市町村が3分の1の財政負担をもって、この健診事業を行うというふうな形になっておったのが、この高齢者医療制度になったら、国がおよそ3分の1位にしますよというふうな形で、県の義務負担的なものが制度からはずれてしまっているものですから、そこは何とかならないかというふうな形で、そこだけをお願いしてみたんですけども、やはり全国の都道府県の状況でありますとか、この健康診査に対する考え方の問題でありますとか、そういうところから、なかなか県の財政支援を今、行うのは難しいんじゃないのかなというふうなことでございました。でも、やはり私どもとしては、そこは一応というふうなことで考えておりますので、そういう県に対する支援の要望も今後は必要な場合は行っていくということで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(吉原孝君)

時間です。以上で一般質問を終わります。

次に、議会閉会中の委員会活動については、議会運営委員会の所管事項に関し、議会閉会中の付託事件として、お手元に配付のとおり、付託することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議会閉会中の委員会付託事件について

委員会名

議会運営委員会

付託事件

- ○議会の運営に関する事項
- ○議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ○議長の諮問に関する事項

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

ご異議ないと認めます。よってそのとおり決定いたしました。 ここで事務局から発言の申し出があっております。

○事務局長(田中和博君)

ここで皆様方に1つ専決処分のお願いについて、お願いをしたいと思っております。実は、これは一般職の国家公務員につきまして、本年4月1日から勤務時間を週40時間から週38時間45分に、これは1日当たり8時間が7時間45分に短縮するという人事院勧告があってございます。これに伴い、広域連合の勤務時間及び休憩時間に関する条例の改正をする必要があるわけでございますが、県内の各市町においては、今度の2月または3月定例会に、この短縮の時間についての条例改正案を提出をするかどうか、いまだまだ模索をしている状況にあるようでございます。私ども広域連合は、23の市町の職員からなっておるわけでございまして、そういうこともありまして、今定例会には提案をせずに、23市町の動向を見守りたいと思っております。そして必要な場合には地方自治法第179条第1項により専決処分をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長(吉原孝君)

ただいまの件については、承っておくことにいたします。お諮りいたします。 本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長(吉原孝君)

よって本議会に議決されました各案件の整理については、これを議長に委任

することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

=閉会 午後3時36分=

上記のとおり会議録を調整し署名する。

議 長 吉原 孝

署名議員 森 敏則

署名議員 田中 秀和